

改正後	改正前																																				
<p>長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>附表 補正市場単価算出方法 ※参照</p> <p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(平成<u>3.1</u>年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p> <p>第1編 ～ 第2編 (略)</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章</p> <p style="padding-left: 20px;">1～7 (略)</p> <p>8 その他工事として取り扱う工事</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>表1-2 その他工事としての取り扱い(建築工事)</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>表1-3 その他工事としての取り扱い(機械設備工事)</p> <p style="text-align: right;">(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">さく井設備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>特殊空調設備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>循環ろ過設備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>排水処理設備</td> <td>排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事</td> </tr> <tr> <td>厨房排水障害設備</td> <td>○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備</td> </tr> <tr> <td>廃水処理設備</td> <td>○ 有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備</td> </tr> </table>	さく井設備	(略)		(略)	特殊空調設備	(略)		(略)	循環ろ過設備	(略)		(略)	排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事	厨房排水障害設備	○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備	廃水処理設備	○ 有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備	<p>長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>附表 補正市場単価算出方法 ※参照</p> <p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(平成<u>3.0</u>年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p> <p>第1編 ～ 第2編 (略)</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章</p> <p style="padding-left: 20px;">1～7 (略)</p> <p>8 その他工事として取り扱う工事</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>表1-2 その他工事としての取り扱い(建築工事)</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>表1-3 その他工事としての取り扱い(機械設備工事)</p> <p style="text-align: right;">(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">さく井設備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>特殊空調設備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>循環ろ過設備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>排水処理設備</td> <td>排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事</td> </tr> <tr> <td>厨房排水障害設備</td> <td>○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備</td> </tr> <tr> <td>廃水処理設備</td> <td>○ 有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備</td> </tr> </table>	さく井設備	(略)		(略)	特殊空調設備	(略)		(略)	循環ろ過設備	(略)		(略)	排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事	厨房排水障害設備	○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備	廃水処理設備	○ 有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備
さく井設備	(略)																																				
	(略)																																				
特殊空調設備	(略)																																				
	(略)																																				
循環ろ過設備	(略)																																				
	(略)																																				
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事																																				
厨房排水障害設備	○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備																																				
廃水処理設備	○ 有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備																																				
さく井設備	(略)																																				
	(略)																																				
特殊空調設備	(略)																																				
	(略)																																				
循環ろ過設備	(略)																																				
	(略)																																				
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事																																				
厨房排水障害設備	○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備																																				
廃水処理設備	○ 有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備																																				

改正後

排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ ろ過装置を設けるシステム一式工事 ）
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備		
搬送設備		
機械式駐車設備		
特殊ガス設備		
実験機器設備		
医療器具設備		

9～10 (略)

第2章 離島調整費
(略)

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分
(略)

2 共通仮設費の**算定方法**

(1) (略)

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

① (略)

②鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は **(ロ)** に0.9を乗じる。

③ (略)

改正前

排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備		(略)
		(略)
搬送設備		(略)
		(略)
機械式駐車設備		(略)
		(略)
特殊ガス設備		(略)
		(略)
実験機器設備		(略)
		(略)
医療器具設備		(略)
		(略)

9～10 (略)

第2章 離島調整費
(略)

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分
(略)

2 共通仮設費

(1) (略)

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

① (略)

②鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は **(ハ) ①** に0.9を乗じる。

③ (略)

改正後	改正前
<p>(ニ) その他工事を含めて発注する場合 共通費基準 3 (5) の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 <u>また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。</u> なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。</p> <p>(ホ) ~ (ト) (略)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p> <p>(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い (略)</p> <p>(3) リース料の取り扱い (略)</p>	<p>(ニ) その他工事を含めて発注する場合 共通費基準 3 (5) の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。</p> <p>(ホ) ~ (ト) (略)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p> <p><u>(2) その他工事を含めて発注する場合</u> <u>その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。</u></p> <p>(3) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い (略)</p> <p>(4) リース料の取り扱い (略)</p>
<p>第4章 現場管理費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ. 現場管理費率による算定</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) その他工事を含めて発注する場合 共通費基準 4 (5) の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。<u>また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</u> なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価とその他工事の工事原価に区分する。</p> <p>(ニ) ~ (ホ) (略)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p> <p>(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い (略)</p> <p>(3) リース料の取り扱い (略)</p>	<p>第4章 現場管理費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ. 現場管理費率による算定</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) その他工事を含めて発注する場合 共通費基準 4 (5) の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。 なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価とその他工事の工事原価に区分する。</p> <p>(ニ) ~ (ホ) (略)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p> <p><u>(2) その他工事を含めて発注する場合</u> <u>その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</u></p> <p>(3) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 支給材を使用する場合</p> <p>第5章 一般管理費等 (略)</p> <p>第4編 <u>単価、価格等</u></p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性を考慮のうえ適切に定める。なお、率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市場単価等の補正 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価<u>及び補正市場単価</u>の補正を新営の場合、改修の場合共に起こす。なお、市場単価<u>及び補正市場単価</u>の補正方法は以下による。 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により<u>補正を行う。</u> 市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。</p> <p><u>市場単価及び補正市場単価 × 表A-1、表E-1及び表M-1の補正率※</u></p> <p><u>※表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率の適用については、9(3)改修工事の積算に用いる単価の適用による。また、表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率には9(3)ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正率が含まれている。</u></p>	<p>(4) リース料の取り扱い (略)</p> <p>(5) 支給材を使用する場合</p> <p>第5章 一般管理費等 (略)</p> <p>第4編 <u>単価及び価格</u></p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性を考慮のうえ適切に定める。なお、<u>交通誘導警備員等の</u>率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市場単価等の補正 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共に起こす。なお、市場単価の補正方法は以下による。 <u>また、表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率には、第4編第1章9(3)ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正率が含まれているので補正率及び以下の式により基準補正単価を算定する。</u> 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により<u>基準補正単価を算出する。</u> 市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。</p> <p><u>【新営の市場単価等の場合】</u> 基準単価 × 新営補正率 = 新営の基準補正単価</p> <p><u>【改修の市場単価等の場合】</u> 基準単価 × 改修補正率 = 改修の基準補正単価</p>

改正後

表 A-1 市場単価及び補正市場単価の補正率

細目	摘要	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	-
土工事		1.01	-
地業工事		1.01	-
鉄筋工事		1.01	-
コンクリート工事		1.01	-
型枠工事		1.01	-
鉄骨工事		1.01	-
既成コンクリート		1.01	1.09
防水工事		1.01	1.07
防水工事(シーリング)		1.01	1.13
石工事		1.01	1.08
タイル工事		1.01	1.11
木工事		1.01	1.08
屋根及びとい		1.01	1.08
金属工事		1.01	1.08
左官工事		1.01	1.14
建具(ガラス)		1.01	1.09
建具(シーリング)		1.01	1.15
塗装工事		1.01	1.14
内外装工事		1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.05
排水工事		1.01	-
舗装工事		1.01	-
植栽及び屋上緑化		1.01	-

※ 細目に記載のない外壁改修工事、撤去工事、とりこわしの補正率は1.01とする。

改正前

表 A-1 基準補正単価の補正率

細目	摘要	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.01	1.01
既成コンクリート		1.01	1.09
防水工事		1.01	1.07
防水工事(シーリング)		1.01	1.13
石工事		1.01	1.08
タイル工事		1.01	1.11
木工事		1.01	1.08
屋根及びとい		1.01	1.08
金属工事		1.01	1.08
左官工事		1.01	1.14
建具(ガラス)		1.01	1.09
建具(シーリング)		1.01	1.15
塗装工事		1.01	1.14
内外装工事		1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.05
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01

※ 細目に記載のない外壁改修工事、撤去工事、とりこわしの補正率は1.01とする。

改正後

表 E-1 市場単価及び補正市場単価の補正率

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
配管工事	(略)		
配線工事	(略)		
電動機その他接続材 工事	(略)		
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	-

表 M-1 市場単価及び補正市場単価の補正率

細 目	摘 要	新営補正率	改修補正率
保温工事	(略)		
ダクト工事			
ダクト付属品			
衛生器具			

7 (略)

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

改正前

表 E-1 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
配管工事	(略)		
配線工事	(略)		
電動機その他接続材 工事	(略)		
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	<u>1.01</u>

表 M-1 基準補正単価の補正率

細 目	摘 要	新営補正率	改修補正率
保温工事	(略)		
ダクト工事			
ダクト付属品			
衛生器具			

7 (略)

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、『（長崎県）土木工事標準積算基準書〔総則・共通編〕第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1材料費 4）見積もりまたは特別（臨時）調査による場合（ハ）見積もり徴取・決定方法』を準用し、最安値の見積りにヒアリングを実施する等、実勢価格を勘案して単価及び価格を決定する。

改正後	改正前
<p>9 改修工事の取り扱い</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <p>全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合においては表A-2、表E-2及び表M-2により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。</p> <p>イ. 基準単価</p> <p>単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価等の補正の表A-1、表E-1及び表M-1による新営補正率を標準として算定する。</p> <p>ロ. 基準補正単価</p> <p>(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価等の補正の表A-1による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>(ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価等の補正の表E-1による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>(ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価等の補正の表M-1による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>(二) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p>	<p>9 改修工事の取り扱い</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <p>全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合においては表A-2、表E-2及び表M-2により、基準単価及び基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。</p> <p>イ. 基準単価</p> <p>単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。</p> <p>ロ. 基準補正単価</p> <p>(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価の補正の表A-1による補正率を標準として算定する。</p> <p>(ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価の補正の表E-1による補正率を標準として算定する。</p> <p>(ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価の補正の表M-1による補正率を標準として算定する。</p> <p>(二) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p>

改正後

表A-2 (略)
 表E-2 (略)
 表M-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修※	備考
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	○	屋上及び外壁施工を含む
配管工事（屋外・共同溝）	—	
配管工事（地中）	—	
配管付属品	○	
保温工事	○	
塗装及び防錆工事	○	
機器搬入	○	
総合調整	○	
土工事	—	
コンクリート工事	○	屋内基礎等
機器類の据付	○	
ダクト設備	○	
ダクト付属品	○	
自動制御設備	○	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	○	
樹類	—	
消火設備（特殊消火を除く）	○	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	
ダクト端部閉塞	○	
インバート改修	—	
撤去（再使用する）	—	
撤去（再使用しない）	—	
再取付け	○	

注）屋内、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

※ —：基準単価、○：基準補正単価

改正前

表A-2 (略)
 表E-2 (略)
 表M-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修※	備考
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	○	屋上施工を含む
配管工事（屋外・共同溝）	—	
配管工事（地中）	—	
配管付属品	○	
保温工事	○	
塗装及び防錆工事	○	
機器搬入	○	
総合調整	○	
土工事	—	
コンクリート工事	○	屋内基礎等
機器類の据付	○	
ダクト設備	○	
ダクト付属品	○	
自動制御設備	○	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	○	
樹類	—	
消火設備（特殊消火を除く）	○	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	
ダクト端部閉塞	○	
インバート改修	—	
撤去（再使用する）	—	
撤去（再使用しない）	—	
再取付け	○	

注）屋内、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

※ —：基準単価、○：基準補正単価

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>10 工事量が僅少等の取り扱い 工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、<u>労務</u>、<u>機械器具</u>等の費用を実状に応じて算定する。</p> <p>11 ～ 13 (略)</p> <p>※ 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（平成<u>3.1</u>年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第3編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>10 工事量が僅少等の取り扱い 工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、<u>労務</u><u>及び</u><u>機械器具</u>等の費用を実状に応じて算定する。</p> <p>11 ～ 13 (略)</p> <p>※ 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（平成<u>3.0</u>年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第3編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>